



静岡市では、空き家を有効活用することにより、定住の促進と地域の活性化を図るため、静岡市空き家情報バンクに登録されている建物を購入し、居住するために改修する方に対して、補助金を交付しています

■対象者は...

- ・空き家情報バンクに登録されている建物の購入者
- ・10年以上居住予定であること

■対象経費は...

- ・水道、ガス又は電気設備の改修費
- ・台所、トイレ又は風呂の改修費
- ・内装、外装又は屋根の改修費
- ・改築、増築及び減築等の経費

※廃材の処分費、エアコン、照明器具など対象とならないものがあります。事前にお問い合わせください。

■補助金額は...

補助対象経費の3分の1
【上限額】

- ・県外からの移住者 100万円
- ・小学生以下の子どもが
いる子育て世帯 100万円
- ・居住誘導区域内に居住
しようとする者 80万円
- ・上記以外 70万円

■対象事業は...

- ・建物が1年以上空き家であること
- ・売買契約から1年以内の申請であること
- ・建物全体を自らが使用すること
- ・玄関、居室、台所、便所及び浴室を備え、独立した居住部分の延床面積が改修後に40㎡以上となるもの
- ・建物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など、災害レッドゾーンに含まれないこと



■申請に必要な書類は...

- ・申請書（静岡市HPに掲載しています）
- ・改修工事の見積書の写し
- ・改修前の写真
- ・改修工事の内容がわかる図面
- ・建築確認済証の写し
（建築確認が必要となる工事の場合）
- ・空き家の売買契約書の写し
- ・所有権移転後の全部事項証明書
- ・誓約書
- ・世帯全員の市民税の納税証明書、住民票 など

■問合せ

静岡市役所 住宅政策課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話 054-221-1192

ホームページ https://www.city.shizuoka.jp/412_000031.html
メールアドレス juutaku@city.shizuoka.lg.jp

※年度内事業であり、申請した年度の3月中旬までに改修工事を完了する必要があります。
※法律に基づき、建築行為に制限のある区域では、改修補助を受けられない場合があります。
※予算に限りがあります。まずは、事前に御相談ください。